【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成19年12月14日

【事業年度】 第163期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社日清製粉グループ本社

【英訳名】 NISSHIN SEIFUN GROUP INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 村上 一平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目25番地

【電話番号】 東京(03)5282-6610

【事務連絡者氏名】経理・財務本部経理部長中川 雅夫【最寄りの連絡場所】東京都千代田区神田錦町一丁目25番地

【電話番号】 東京 (03) 5282-6610

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部経理部長 中川 雅夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第163期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(8) ストックオプション制度の内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(8) 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

⑤ 平成19年6月27日定時株主総会において決議されたもの

口

- (注) 4 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

(訂正後)

⑤ 平成19年6月27日定時株主総会において決議されたもの

口

- (注) 4 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社 (上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。) の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社 (上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。) の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。